

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 29 年 2 月 23 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和 50 年東村山市条例第 17 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するため、本案を提出する
ものであります。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和50年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第12条中「第8号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票（電子計算機に記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(印鑑登録原票登録事項の修正)

第12条 市長は、法に基づく届出等により、第8条第4号から第7号までに掲げる事項に関し、印鑑登録原票の登録事項に変更があったときは、その事項を職権で修正しなければならない。ただし、第14条の規定に基づき印鑑登録の抹消をするときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

旧 条 例

(印鑑登録原票)

第8条 (同左)

(1)～(5) (略)

(6) 男女の別

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(印鑑登録原票登録事項の修正)

第12条 市長は、法に基づく届出等により、第8条第4号から第8号までに掲げる事項に関し、印鑑登録原票の登録事項に変更があったときは、その事項を職権で修正しなければならない。ただし、第14条の規定に基づき印鑑登録の抹消をするときは、この限りでない。